

平成 23 年 3 月 18 日

卸 中 第 7 2 号

各卸(売)酒販組合

理事長 殿

全国卸売酒販組合中央会

会 長 國分 勘兵衛

( 公 印 省 略 )

## 東北地方太平洋沖地震義援金についてのご協力方のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

去る 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震による組合員の被害状況につきましては、現在、各地の卸組合を通じて取りまとめ中ではありますが、依然として連絡の取れない組合員もあり、全体として多数の人的、物的被害が生じている模様との報告を受けております。

酒類卸事業者は酒類のみならず加工食品等も扱っており、被災地において営業を続けている小売店へ各種の商品を着実にお届けすることは被災地におけるライフラインの維持に不可欠であり、卸事業者の責務と考えております。

また、組合員企業の多くは中小事業者であり、被災倉庫の修復や車両の整備等、事業の再開にあたっては資金的な負担も大変大きいものと思われまます。

これらを踏まえ今般、全国卸売酒販組合中央会において、被害にあった組合員に対する「義援金」の受入れ口座を下記のとおり開設いたしました。

つきましては、貴組合傘下の組合員企業、役員・従業員、その他の関係者等にご周知いただき、お見舞いの気持ちを義援金としてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、被害が複数の県及び組合員に及ぶことから、お預かりした義援金の配分については、中央会において被害状況、被害者数等を勘案のうえ決定してまいりたいと思っておりますのでお含みおき下さい。

敬具

## 記

### 1. 口座番号

三井住友銀行日本橋東支店 普通預金 No 7678066

口座名：全国卸売酒販組合中央会 義援金口

会長 國分 勘兵衛

(ゼンコクオロシウリシュハンクミアイチュウオウカイ  
ギエンキングチ カイチョウ コクブ カンベエ)

### 2. 税制上の取り扱い

今回の義援金については、税制上の特典の対象となる「国等に対する寄附金」ではなく、一般の寄附金となります。従って、法人が支出する義援金については損金算入限度額の範囲で損金算入の対象となりますが、個人が支出する義援金については寄附金控除の対象とはなりませんのでご留意下さい。

担当：首藤、佐久間

Tel：03-3551-3616